

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月13日
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柿本 敏男
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075)241局5134番
【事務連絡者氏名】	経理部長 大下 和己
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき平成25年8月13日付で臨時報告書を提出し、また平成25年8月21日付で金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出しておりますが、当社連結子会社であるタカラバイオ株式会社の株式の一部売出しに関し、追加的に同社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という）を付与された野村證券株式会社より、平成25年9月12日に1,650,000株のグリーンシューオプションを行使する旨の通知があり、売却株式数が確定いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

2 報告内容

- (2) 当該事象の内容
- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

3【訂正内容】

訂正箇所は_を付しております。

2 報告内容

- (2) 当該事象の内容
- (訂正前)

なお、上記の売出しとは別に引受証券会社の代表者である野村證券株式会社が、需要状況を勘案し、当社から借入れるタカラバイオ株式会社普通株式1,650,000株を上限として、オーバーアロットメントによる売出しが行われる予定であります。これに関連して、当社は、野村證券株式会社に対し、1,650,000株を上限として、タカラバイオ株式会社普通株式を当社から追加的に取得する権利（グリーンシューオプション）を付与する予定であります。

- (訂正後)

なお、上記の売出しとは別に引受証券会社の代表者である野村證券株式会社が、需要状況を勘案し、当社から借入れるタカラバイオ株式会社普通株式1,650,000株を上限として、オーバーアロットメントによる売出しが行われました。これに関連して、当社は、野村證券株式会社に対し、1,650,000株を上限として、タカラバイオ株式会社普通株式を当社から追加的に取得する権利（グリーンシューオプション）を付与し、1,650,000株のグリーンシューオプションを行使する旨の通知がありました。

- (3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

- (訂正前)

当該事象に伴い、平成26年3月期第2四半期の連結財務諸表に係る会社株式売却益69億円を、個別財務諸表に係る会社株式売却益77億円を、特別利益としてそれぞれ計上する予定であります。

なお、上記の特別利益の計上見込額は、当社が所有するタカラバイオ株式会社の普通株式5,000,000株の売出しによるものであり、オーバーアロットメントによる売出し分（上限1,650,000株）は含んでおりません。

- (訂正後)

当該事象に伴い、平成26年3月期第2四半期の連結財務諸表に係る会社株式売却益92億円を、個別財務諸表に係る会社株式売却益103億円を、特別利益としてそれぞれ計上する予定であります。

なお、上記の特別利益の計上見込額は、当社が所有するタカラバイオ株式会社の普通株式5,000,000株の売出しによるものと、オーバーアロットメントによる売出しに伴う売却株式1,650,000株によるものであります。

以上